

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業
に関する基本的な考え方

2022年9月

愛知県

目 次

1. 事業の概要	1
(1) 事業方式	1
(2) 事業予定地	1
(3) 拠点整備対象施設について	4
(4) 事業者	4
(5) 事業期間	5
(6) 事業の範囲	5
(7) 設計・建設費	5
(8) 利用料金の收受と費用負担	6
(9) 事業者に対するインセンティブ	6
(10) 運営権対価	6
2. 要求水準	6
3. 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方	7
4. ガバナンス	7
5. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	7
(1) 事業者の保有する運営権の譲渡	7
(2) 事業者の株式の新規発行及び処分	7
6. 事業者の募集及び選定に関する事項	8
(1) 募集・選定方法	8
(2) 審査の方法	8
7. 応募者等の資格	8
(1) 応募者等の構成	8
(2) 応募企業及び応募グループの構成企業に共通の参加資格	9
8. 契約に関する基本的な考え方	9
(1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	9
(2) 事業期間終了時の手続き	10
(3) 代表企業の交代	10
(4) 構成企業の交代	10
9. 今後の予定	11

基本的な考え方

愛知県では、過去、濃尾地震(1891年)、東南海地震(1944年)、三河地震(1945年)や伊勢湾台風(1959年)など大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受けた。そのたびに先人達は知恵と努力を結集させて困難を乗り越え、愛知県・名古屋市は日本の産業の主要を担う地域となった。しかしながら、この地域は南海トラフ地震等の大規模な災害の発生が懸念されており、不断の努力により総力を挙げてこれに立ち向かう必要がある。

そこで、国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定に向け動きを見せる中、中部圏の産学官を構成員とする東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議(※1)は、「中部圏地震防災基本戦略」を策定した。

また、国の「災害被害の軽減に向けた国民運動」の提唱を受け、愛知県ではいち早く取組を進めるため、行政機関・事業者団体・地域団体・ボランティア団体などが参画する「あいち防災協働社会推進協議会」を設立し、様々な主体が連携し継続的に防災に取り組んできたところである。その取組の一つとして、東海豪雨(2000年)では、当時としては先進的な公設民営型のボランティアセンターの運営に当たった。

さらに、国土強靱化基本法の制定を受け、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに迅速な復旧復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持するため、愛知県と名古屋市は、愛知・名古屋地域強靱化計画検討会議を設置し、連携協力して全国に先駆けて「愛知県地域強靱化計画」を策定した。同計画に基づき、今日まで様々な主体による取組が進められている。

愛知県・名古屋市・名古屋大学では、産業界とともに「あいち・なごや強靱化共創センター」を設立し、中部圏の社会・経済活動が維持されるための研究開発や事業を戦略的に推進している。

産業界においても、経済団体が社会インフラの現状と課題を分析し、大規模災害が中部経済に与える影響を最小化するための提言(※2)をするなど、防災減災に資する様々な取組を進めている。

このように産学官民の防災減災の取組が進み、連携・共創の土壌が形成されるなか、関係する国の機関、地方公共団体等にて策定した「中部圏広域防災ネットワーク整備計画」(2014年3月)において位置付けられた基幹的広域防災拠点を実現するため、県と名古屋市を始め関係機関が連携協力して検討した結果、濃尾平野を一望でき、名古屋空港と名古屋高速のダブルアクセスが可能で、防災ビジネス・スタートアップの創出・育成・展開による産業の発展や賑わいの場としても活用できる「豊山町青山地区」が理想的な場所との結論に至った(※3)。

併せて、愛知県・名古屋市は、県内全域の消防力を高めるため、消防教育体制の強化が重要との共通認識のもと、全県一貫した消防教育を行うための「消防学校の共同設置」

に向けた調整を進めており、当該消防学校は、基幹的広域防災拠点の中核的な施設となる予定である(※3)。

このように、県は、様々な主体と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災協働社会を目指して、下記に掲げるコンセプトにより、愛知県基幹的広域防災拠点の整備を進めていく。

【コンセプト】

大規模災害時に後方支援を担う防災拠点の確保

- ・ 防災拠点の本部機能、ベースキャンプ機能、物資集積・中継・分配機能の確保
- ・ 大規模災害時に全国から人員・物資を受け入れ、県内全域に供給し、災害応急活動を展開
- ・ 中部圏の拠点としても貢献できるよう各県と連携、協力
- ・ NPO・ボランティア団体などの活動支援機能の確保

消防職員等への消防教育、訓練の実施

- ・ 実践的訓練が可能な施設の整備
- ・ 全県一貫した消防教育の実施

防災・減災の普及・啓発及び防災・減災活動を実践する人材の育成

- ・ 防災イベントや訓練を始め、様々な分野のイベントを開催
- ・ 消防学校施設を活用した普及・啓発、人材育成（開かれた消防学校）
- ・ コレクティブ・インパクトによる防災教育・人材育成の実施

防災ビジネス・スタートアップの促進

- ・ 防災分野の先端技術の開発・活用を促進
- ・ 企業によるオープンイノベーション、実証フィールドの場としての活用

地域活性化・地域の賑わいの創出

- ・ サッカー場・野球場などのスポーツができる多目的広場や屋内運動施設を整備
- ・ 豊山町が整備する「賑わい施設」と一体となり賑わいを創出

そこで、愛知県（以下「県」という。）は、「愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、愛知県基幹的広域防災拠点（以下、「防災拠点」という。）の施設整備について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき、民間事業者（以下、「事業者」という。）が自らの提案をもとに設計、建設を行った後、県に所有権を移転する方式（BT（BuildTransfer）方式）により実施することを想定している。また、維持管理・運営については、県が事業者に対して、その費用を一定額負担する公共施設等運営権方式により、防災拠点の公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定することを想定している。これにより、様々な主体と連携してこの地域の防災力向上に取り組み、進化し持続的に発展する防災拠点を目指す。

なお、本事業に関する基本的な考え方（以下、「本書」という。）は、PFI法に基づくBT方式及び公共施設等運営権方式の導入に係るPFI法第18条による実施方針の公表に先立ち、県の考え方を整理したものであり、本事業の実施を周知するとともに、広く内容について民間事業者から意見を募ることを目的としている。

※1 現在は南海トラフ地震対策中部圏戦略会議に改称

※2 中経連・名古屋商工会議所共同提言「東京一極集中の是正に向けた地域の機能強化と魅力向上に関する提言」（2021年1月発表）、中経連 提言書「地震災害から生産活動を守るための方策の提言」（2018年6月発表）、「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」（2018年5月発表）

※3 愛知県基幹的広域防災拠点の整備について（2021年11月愛知県記者発表）

1. 事業の概要

(1) 事業方式

本事業の実施にあたっては、コンセプトをふまえ、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と維持管理・運営を一体事業として、民間ノウハウや創意工夫を最大限に活用していく。

そこで、防災拠点の施設整備については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに基幹的防災拠点整備対象施設（1.（3）に記載するものをいう。）の設計、建設（一部対象施設を除く。）を行った後、県に基幹的防災拠点整備施設の所有権を移転する方式（BT（Build Transfer）方式）により実施する。あわせて、維持管理・運営については、県が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権方式により、基幹的広域防災拠点整備施設の運営権を設定し、災害時は基幹的広域防災拠点として、平常時は消防職員等に対する教育・訓練のための消防学校として使用するほか、公園施設では、運動施設等として広く県民の利用を図り、イベントの開催や防災ビジネスなど地域の賑わいに資するサービスの提供を行う。これにより、県民サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と県負担の軽減を図ることを想定している。

なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することを想定している。

(2) 事業予定地

① 予定地の概要

本事業の予定地は愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業計画上の計画地（以下、「計画地」という。）とする。

その概要は図表1のとおり。

計画地における、土地の利用等の条件に関する詳細は、入札説明書等公表時において示す。

図表1 計画地の概要



出典：地理院地図より作成

② 計画地の条件

計画地は、豊山町（以下、「町」という。）青山地区に位置する約 17.7ha の民地及び町有地である。民有地は県で 2022 年度後半から買収着手し、2023 年度内に完了させる予定である。詳細は、入札説明書等公表時において示す。

図表 2 計画地の条件

項目	概要
所在地	豊山町青山地区
面積	<p>約 17.7ha</p> <p>①消防学校面積：約 6.1ha</p> <p>②公園（総合公園）面積：約 8.9ha</p> <p>③既存神明公園の一部（築山、航空館 boon 等除く）面積：2.7 ha</p> <p>※①、②については、2022 年 4 月 1 日都市計画決定済</p> <p>※（以下、②、③を「公園」という。）</p>
用途地域	指定なし（市街化調整区域）
容積率/建蔽率	200%/60%
愛知県 防災公園の建蔽 率等の上限	<p>建蔽率 2%（都市公園法第 4 条）</p> <p>運動施設建蔽率 10%（都市公園法施行令第 6 条第 1 項第 1 号）</p> <p>運動施設においては、10%を限度として上記の都市公園法で定める建蔽率を超えることができる。</p> <p>運動施設の敷地面積 50%（都市公園法施行令第 8 条）</p>
高压線	整備地区内に中部電力の 77,000 ボルトの送電線が通っている。一般的に労働安全衛生規則では、電線との最小離隔距離が定められている。
VORTAC	名古屋空港北西部横に国土交通省航空局が管理する名古屋 VORTAC（無線標識設備）がある。VORTAC 周辺に建築物等を建てる場合には、工事や建物の影響により VORTAC が発する電波の誤差が国際基準の限界値を超えないように計画しなければならない。
道路	<p>北側（小牧市道 多気東町 11 号線、幅員 17.5m（拡幅予定））</p> <p>南側（豊山町道 52 号線、幅員 17.5m（拡幅予定）及び町道 117 号線、幅員 12m）</p> <p>中央（豊山町道 1 号線、幅員 17.5m（拡幅予定））</p> <p>※町道 117 号以外については、愛知県が県道として拡幅計画地周辺の現町道は、県と豊山町が防災のための道路整備工事を行い、道路幅員拡幅等の計画となっている。県道の供用開始は、2026 年 4 月の予定となっている。</p>

項目	概要
調整池	計画地の一部で、大山川洪水調節池を先行して整備する計画となっている。

③ 法令に係る措置

詳細は、入札説明書等公表時において示す。

(3) 拠点整備対象施設について

整備対象施設は消防学校施設と公園施設とし、整備対象施設全体を運営権の設定対象施設とすることを想定している（以下、「運営権設定対象施設」という。）。詳細は、入札説明書等公表時において示す。

① 消防学校施設

- ・管理・教育棟
- ・宿泊棟
- ・教育棟
- ・車庫
- ・救助訓練棟（大屋根を含む）
- ・水難救助訓練場
- ・街区消火訓練場
- ・震災訓練場
- ・土砂災害訓練場
- ・複合訓練棟
- ・屋外訓練場
- ・自家給油施設
- ・駐車場

② 公園施設

- ・公園管理事務所
- ・屋内運動施設
- ・多目的広場（野球場・サッカー場）
- ・広場
- ・プレイロット
- ・駐車場

(4) 事業者

事業者は、単体企業（以下、「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成される企業グループ（以下、「応募グループ」という。）により設立された特別目的会社（以

下、「SPC」という。)を想定している。

(5) 事業期間

拠点整備対象施設の設計・建設期間は3年程度(2023年度～2025年度を想定)、運営期間(2026年度～)は20年と想定している。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

(6) 事業の範囲

本事業は、以下に示す①特定事業及び②任意事業により構成される業務を対象とすることを想定している。

① 特定事業

特定事業は次のアからキとし、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

ア 資金調達

イ 統括マネジメント業務

ウ 設計業務

エ 建設業務(消防学校施設、公園施設のうち公園管理事務所及び屋内運動施設に限る。)

オ 開業準備業務

カ 運営業務

キ 維持管理業務

② 任意事業

応募企業、及び応募グループの構成企業(SPCへの出資企業)、これらが出資する会社(事業者を含む)又は事業者と連携する企業は、運営期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設(飲食店、売店等)等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の運営権設定対象施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて独立採算による任意の事業を行うことができる。任意事業に関する詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。当該事業に係る費用については、原則として事業者の負担とし、契約に特段の定めがある場合を除き、県は負担しない。

なお、町が本計画地に隣接するエリアにおいて施設等を整備・運営しようとする場合には、運営権者は、県と町のエリアを一体的に運営することによって施設利用効果の最大化を図る目的から、上述の任意の事業を行うことができる。運営権者が当該事業について町と交渉をすることを妨げないものとする。

(7) 設計・建設費

(6).①.ウ及びエに記載する設計・建設業務に係る費用は、約 157 億円と想定している。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

(8) 利用料金の收受と費用負担

① 利用料金

利用料金については、条例に従って事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

② 費用負担

特定事業の開業準備業務、運營業務及び維持管理業務に係る費用のうち、事業契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定している。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

③ 費用負担の範囲

事業者は開業準備業務、運營業務及び維持管理業務について、県が定める上限額の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。県は、提案された各年度の負担額を、事業契約に定める手続に従い支出する。

なお、県が定める負担総額の上限額は約 30 億円を想定している。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

(9) 事業者に対するインセンティブ

事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による支出減については、原則として事業者に帰属させるものとする。ただし、事業者が提案した収支計画を各年度の実績額が上回った場合には、提案書類における事業者の提案に基づきその超過額の一部を県に還元することを想定している。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

(10) 運営権対価

運営権対価は、今後、入札説明書等公表時において示す。

2. 要求水準

県は、事業者によって、特定事業の適切な整備等(設計・建設、維持管理、運営等)が実施されることを要求水準として定める。

本事業において実施する各業務の詳細な要求性能等については、今後、入札説明書等公

表時において示す。

なお、本事業における設計及び建設業務に係る留意事項を別添にて示す。

3. 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担については、今後、入札説明書等公表時において示す。

4. ガバナンス

県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する予定である。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

5. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たな事業者となる者について欠格事由や実施適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間終了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めるときに限り、県はPFI法第26条第2項に基づく許可を行うことを想定している。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下、「議決権付株式」という。）並びに議決権付株式に該当しない株式（以下、「完全無議決権株式」という。）を発行することができる。なお、議決権付株式にかかる新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

① 完全無議決権株式

事業者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。

完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定する（以下、「処分」という。）ことができる。

② 議決権付株式

議決権付株式の発行及び処分に係る承認手続の詳細については、今後、入札説明書等において示す。

6. 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集・選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用することを想定している。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される予定である。

(2) 審査の方法

提案の審査は、学識経験者等で構成する愛知県基幹的広域防災拠点整備事業 PFI 事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置して実施するものとする。

資格審査においては、応募企業又は応募グループが、7. に規定する応募者等の資格を満たしていることを確認する。

提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の審査を行う。

7. 応募者等の資格

(1) 応募者等の構成

応募者は、本事業に係る業務を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定めるものとする。また、応募時に提出する参加表明書に代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

本事業に係る業務は、応募者が自ら実施するか、又は、応募者から応募グループの構成企業に委託されることを原則とする。

応募企業、応募グループの構成企業及びこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者は、他の応募者として参加できないものとする。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」の詳細な定義は、今後、入札説明書等において示す。

(2) 応募企業及び応募グループの構成企業に共通の参加資格

応募企業及び応募グループの構成企業は、いずれも、以下のア～クの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうちオについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ウ PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。
- エ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査を申請し、認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- カ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連しない者であること。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、今後、入札説明書等公表時において示す。
- キ 6.（2）の委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において関連しない者であること。
なお、委員については、今後、入札説明書等公表時において示す。
- ク このほか、応募企業及び応募グループの構成企業は、県が別途定める要件を満たしていることを要する。詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

8. 契約に関する基本的な考え方

(1) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。詳細については、入札説明書等公表時において示す。

(2) 事業期間終了時の手続き

① 運営権

運営権設定対象施設の運営権の存続期間の終期（事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下、本号において同じ。）をもって当然に消滅する。

② 運営権設定対象施設

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者（以下、「県等」という。）に引き渡さなければならない。

なお、本事業の実施のために事業者が所有する資産については、全て事業者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

③ 任意事業

応募企業、及び応募グループの構成企業、これらが出資する会社（事業者を含む）又は事業者と連携する企業は、県と協議する。

④ 業務の継続及び引継

県等への業務の引継は、運営期間内に行うものとする。

なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うとともに事業者の引継業務に係る費用は自らが負担しなければならない。

(3) 代表企業の交代

事業者からの提案内容に基づき、県が承認した場合等において、代表企業の交代を認めることを想定している。ただし、新たな代表企業は、当初 SPC 設立時点の出資企業の中より選任されるものとする。

当該代表企業の交代を認める条件については、今後、入札説明書等公表時において示す。

(4) 構成企業の交代

特定事業の運営開始から事業終了までの期間内において、事業者からの要望に基づき予め県が承認した場合等において、構成企業の交代を認めることを想定している。

当該構成企業の交代を認める条件については、今後、入札説明書等公表時において示す。

9. 今後の予定

本事業の予定は以下を予定している。

時 期	内 容
2022 年度～2023 年度	実施方針の策定・公表、P F I 事業者の募集・選定
	事業用地の取得、土地造成
2023 年度～2025 年度	設計・建設
2026 年度	供用開始予定

※ 事業契約締結後、県は用地引渡しに関する計画を、事業者は設計・建設に関する計画をそれぞれ定め、県による用地買収等の進捗に応じて、あらかじめ事業契約に定めた計画の調整の枠組みに従って、2025 年度末完成に向けて事業者は業務を遂行することを想定している。

各計画の調整の枠組み及び用地引渡しの遅延により当初完成予定日を超過した場合における対応措置等については、今後、入札説明書等公表時において示す。

本事業の設計及び建設業務に係る留意すべき事項

○ 配置等について

- ・ 今後の入札説明書等公表時において示す、愛知県が策定した防災拠点の基本計画の建物配置や建物高さ等を踏襲する場合は、提案時における電波障害シミュレーションは必須としない。
- ・ 事業者の提案によって、建物配置や建物高さ等を変更する場合は、電波障害シミュレーションを行い、誤差について確認した上で提案する。
- ・ ただし、基本計画の配置や建物高さ等を踏襲する場合でも、本事業の基本設計完了時・実施設計完了時および仮設計画時等に国土交通省大阪航空局が電波障害シミュレーションを行った結果、誤差の限界値「3°」を超えることが確認された場合、国土交通省大阪航空局より設計、計画の修正を求められる可能性がある。その場合の費用負担は、事業者にて負担するものとする。
なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

○ 構造等について

- ・ 構造種別は、事業者の提案によるものとする。
- ・ 耐震性能に関しては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づくこととして、免震構造も可能とする。
なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

○ 公園施設における屋内運動施設について

- ・ 国の具体計画に示される物資量を拠点で受け入れるとともに、県内全域へ配送を実施できる施設とする。
- ・ 国のプッシュ型支援物資は大規模災害発生後3日目までに全量到着することを想定している。

品目	1㎡あたりの保管量		当初案		圧縮（25%被災地搬送）	
			物資量	面積（㎡）	物資量	面積（㎡）
飲料水	2,592	本	給水車等に対応		給水車等に対応	
食料（主食・副食）	4,200	個	11,399,800	2,714	8,549,850	2,036
乳児用製粉乳	326,500	g	9,148,000	28	6,861,000	21
おむつ（小児用）	1,998	枚	1,576,539	789	1,182,404	592
（大人用）	972	枚	280,000	288	210,000	216
非常用簡易トイレ	5,250	個	18,204,460	3,468	13,653,345	2,601
トイレットペーパー	405	ロール	1,260,001	3,111	945,001	2,333
生理用品	13,500	枚	1,839,441	136	1,379,581	102
毛布	60	枚	1,228,398	20,473	921,299	15,355
必要面積				31,007		23,256

7,901

- ・ 上記の品目（毛布を除く7,901㎡）をゾーニング可能な施設となっていること。
- ・ パレットにより荷役作業を実施するため、フォークリフトを利用できるよう屋内運動施設内の床の強度を十分なものとする。また、訓練等でフォークリフトを使用する際、床が毀損しないような配慮をおこなうものとする。
- ・ 風雨に耐えるものとし、四方を壁などで囲み、屋根を設けるものとする。
- ・ 扉および壁については、原則、迅速な開閉が可能なものとする。
- ・ 大規模災害時に県内全域の物資をカバーする広域物資輸送拠点として運用するため、迅速に荷役・出荷が可能な構造とし、室内空間は一体的な利用が可能なものとする。

なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。

○ 設備について

- ・ 自家発電設備は、本拠点で求められる機能を果たすため、1週間の連続運転が可能な発電能力を確保すること。
- ・ リスクヘッジ対策として、軽油及び都市ガス等で稼働可能なガスタービンで発電できるものを想定している。
- ・ 自家発電設備は、大規模災害等の発災時に自動始動が可能な設備とする。
なお、詳細については、今後、入札説明書等公表時において示す。